京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

京都市長 門川大作

第6条を次のように改める。

(公舎台帳)

- 第6条 管理者は、その所属する公舎ごとに公舎台帳(次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を備えなければならない。
 - (1) 公舎の所在地
 - (2) 公舎の構造
 - (3) 公舎の面積
 - (4) 公舎の貸与を受けた者の所属、役職及び氏名
 - (5) 使用料の額
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、財政担当局長が必要と認める事項
- 2 管理者は、毎年度、財政担当局長が定める日までに公舎台帳と同等の内容を記録した 書面又は電磁的記録を財政担当局長に送付し、又は送信しなければならない。

第7条中「し、その写しを財政担当局長に送付」を削る。

別記様式を削る。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局管財契約部資産管理課)